



東京都議会議員
(世田谷区選出)

都議会自民党活動レポート

小松ダイスケ

【小松大祐 プロフィール】
東京都議会議員(2期)。昭和52年7月30日
世田谷区生まれ。国土館大学体育学部を
卒業後、民間企業(6年)、会社経営(3
年)を経て、世田谷区議会議員(1期)。
早稲田大学大学院公共経営研究科修了。

【所属】財政委員会 副委員長
都議会自民党政調会 副会長
【HP】<http://www.komatsudaisuke.com/>

平成29年第2回臨時会について

- 平成29年第2回臨時会は、8月28日から9月5日まで9日間の会期で開催されました。
- 初日、小池都知事より、当面の最優先課題である豊洲市場への移転を速やかに実現していきたいと考え、本臨時会に補正予算案を提案したとの発言がありました。
- 8月30日は、各会派等の8人により、知事等への質疑が行われました。質疑終了後、知事提出の予算案1件が、経済・港湾委員会に付託されました。また、議員提出議案「北朝鮮によるミサイル発射に対する抗議決議」が可決されました。
- 最終日の9月5日には、討論・採決などが行われ、私は都議会自民党を代表して登壇いたしました。
- 私の討論内容については、裏面上段に要約しております。

平成28年度各会計決算特別委員会について

- 平成28年度各会計決算特別委員会は、9月27日から開催されました。 ※11月20日に各会派による意見開陳を経て、12月4日を持ちまして決定いたします。
- 各会計決算特別委員会は3つの分科会に分かれて開催され、私は第一分科会を担当いたしました。
- 第一分科会の担当所管は、会計管理局、政策企画局、財務局、主税局、収用委員会事務局、議会局、東京消防庁、警視庁、青少年・治安対策本部、総務局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局となります。
- 2日間にわたり、各会計決算審査の説明を受けた後、局別審査質疑を4日間に分けて、行いました。
- 私の質疑内容については、裏面下段に要約しております。

常任委員会について

- 都が処理すべき分野は、広範囲にわたっており、これに伴って議会が審議する議案の件数も多くなっています。都議会が、限られた会期中で多くの議案や請願・陳情を審議するには、本会議だけでは十分ではありません。
- 本会議の議決に先立って、専門的かつ詳細に審査する委員会を設置しております。
- 平成29年8月より財政委員会の副委員長となりました。

常任委員会の会派別構成

H29.8.8現在

委員数		委員会名											計
		総務	財政	文教	都市整備	厚生	経済・港湾	環境・建設	公営企業	警察・消防			
委員数	定数	15	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	127
	現員	15	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	127
会派等別委員数	都民	6	6	6	7	6	6	6	6	6	6	6	55
	公明	2	3	3	2	3	3	2	2	3	2	3	23
	自民	3	3	2	2	3	3	2	2	2	2	2	22
	共産	2	2	3	2	2	2	2	2	2	2	2	19
	民進	1			1			1	1	1	1	1	5
	無(維新)							1					1
	無(新風)								1				1
	無(生ネ)	1											1

任期(小松)	委員会名	所管
	総務委員会	政策企画局 青少年・治安対策本部 総務局 人事委員会 選挙管理委員会 監査委員
H28.10～ H29.7	財政委員会	財務局 主税局 会計管理局 収用委員会
H29.8～		
	文教委員会	生活文化局 オリンピック・パラリンピック準備局 教育委員会
	都市整備委員会	都市整備局
H26.10～ H27.10	厚生委員会	福祉保健局 病院経営本部
H25.10～ H26.10	経済・港湾委員会	産業労働局 中央卸売市場 港湾局 労働委員会
	環境・建設委員会	環境局 建設局
H27.10～ H28.10	公営企業委員会	交通局 水道局 下水道局
	警察・消防委員会	公安委員会(警視庁) 東京消防庁

〔財政委員会とは〕各局の概要まとめ

財政委員会は東京都のお金の流れを所管する委員会です。財務局・主税局・会計管理局・収用委員会を所管します。

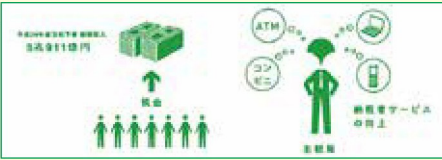
財務局

6兆9540億円。この金額が何だかわかりますか？これは、平成29年度における東京都一般会計の当初予算額です。財務局では、この予算編成を通して、都民の生活がより豊かなものとなるよう財政面から総合的に調整しています。このほか、公共工事における契約及び検査、宝くじの発売、都債の発行管理、土地・建物といった都所有財産の管理・処分、都庁舎の管理、都有建築物の営繕工事など、局の名称からは想像できないほど、多岐にわたる事業を行っています。



主税局

東京都の財政規模は、平成29年度一般会計予算で6兆9540億円です。このうちの約73.2%を占める5兆911億円が都税収入です。主税局では、都財政の根幹をなす都税について、課税し、徴収するという仕事を行っています。皆様から納めていただいた税金は、都のさまざまな事業に生かされています。東京都では、現在、16種類に及ぶ税目を取り扱っています。これらのさまざまな税金は、地方税法という法律に定められており、主税局では、この法律にもとづき、適正で公平な課税をし、徴収する業務を行っています。



会計管理局

会計管理局は、都の会計事務をつかさどる機関として、公営企業に関するものを除き、現金及び有価証券等の出納・保管、支出負担行為の確認、決算の調製、会計事務の企画・指導・検査などを行っています。また、複式簿記・発生主義会計による会計制度改革の推進、公金の管理・運用、各局への用品の供給事務等についても、会計管理局で事務処理を行っています。

収用委員会

東京都収用委員会は、都内において行われる公共の利益となる事業に必要な土地等の収用又は使用に関し、公共の利益の増進と私有財産との調整を図るためにおかれている行政委員会です。収用委員会は知事から独立して職権を行使することとされています。東京都収用委員会の事務を整理するために、収用委員会事務局が置かれています。

豊洲市場移転問題について～平成29年第2回臨時会～

- 我が党は、これまでも法的にも科学的にも安全な豊洲への一日も早い移転を一貫して求めてきたことから、知事の豊洲移転判断には賛意を表します。
 - しかしながら、同時に示された3つの基本方針や、意思決定プロセスについては、議会のみならず、市場関係者や都の担当職員すらも経緯を把握していないことが我が党の審議で明らかとなりました。
 - また、突如として築地再開発を含む大きな方針転換については、肝心な内容が不明なままです。知事は「様々な方のご意見を伺って」決めたとか説明されておらず、都民への説明責任が果たされたとはいえません。
 - 以下、3つの大きな問題があると考えます。
- ①豊洲市場の開場にあたり、都民や事業者に対して、法律的、科学的根拠に基づく安全宣言を行うべきであります。いまだ明確にされていません。

②築地と豊洲を両方整備する場合の膨大な財源をどのように確保するのか。この点も明確に示さなくては、将来に禍根を残すことになります。この検討プロセスも知事は丁寧に報告を行うべきです。

③加えて、小島顧問による顧問行政も看過できません。築地で働く事業者を混乱に陥れ、事業者と市場当局との信頼関係に楔を打ち込んだ小島顧問の道義的責任は重大です。

●以上のように、様々な課題と疑念が山積しているところではありますが、豊洲市場への移転は一刻の猶予も許されません。また、移転を待ち望む市場業者の方の思い、オリンピックパラリンピック準備への影響など、移転を前に進めることの重要性に鑑みて、苦渋の決断、まさに断腸の思いで、知事提案の第131号議案に賛成を致しました。



築地市場 提供:wikipedia



豊洲市場全体イメージパース図 提供:東京都中央卸売市場

安全対策追加工事、相次ぐ入札不調

先の経緯で決まった安全対策追加工事ですが、小池知事と顧問団の意向によって試行スタート*した新たな入札契約制度によって、不調が相次いでおります。

都議会自民党は、これまで訴えてきたとおり、新たな入札契約制度の不備を改善すべく、見直しを強く求めています。

*本年3月30日予算特別委員会閉会の翌日に急遽公表され、6月より試行開始

本工事については、当初より移転日程がタイトであることに加え、工事の専門性や難易度から随意契約案もあった。9月から9件の工事入札手続きを開始したものの、入札中止・不調が続いている。(詳細は右図参照)

豊洲市場の追加安全対策工事 入札状況

建物	工事内容	入札状況			再入札
5 街区	地下の換気設備	10月30日	不調	予定価格超過	12月11日開札予定
	地下水の管理システム	10月30日	不調	予定価格超過後、辞退	未定
	地下底にコンクリートを敷設	9月22日 11月13日	中止 成立	参加業者が1者以下 落札率99.0%	—
6 街区	地下の換気設備	9月22日 11月13日	中止 不調	参加業者が1者以下 予定価格超過	未定
	地下水の管理システム	10月30日	不調	全参加業者が辞退	
	地下底にコンクリートを敷設	9月22日 11月13日	中止 不調	参加業者が1者以下 予定価格超過後、辞退	
7 街区	地下の換気設備	10月30日	成立	落札率94.6%	—
	地下水の管理システム	10月30日	不調	予定価格超過後、辞退	未定
	地下底にコンクリートを敷設	9月22日 10月6日	中止	参加業者が1者以下	11月27日開札予定

※産経新聞より抜粋

東京都子供を受動喫煙から守る条例について

- 平成29年第三回定例会にて、都民ファーストの会・公明党より東京都子供を受動喫煙から守る条例が提出されました。紙巻たばこに加え、過熱式たばこも対象としています。
- 子供を受動喫煙から守る取組については、異論無いところであります。都議会自民党では専門家なども招いて勉強会を重ねております。
- 東京とはパブリックコメントを実施しているが、「家庭など私的空間のことに法律や行政が踏み込むことは慎重であるべき」「妊婦はなぜ対象から外れているのか」「妊婦の喫煙はどう判断するのか」「努力義務であり、罰則は設けていないため実効性がないのではないか」。など本案にはいくつかの疑問点が残っております。

●また、今回の提案には当初より懸念され、国でも議論が紛糾している「飲食店」について一切言及されていませんし、憲法との整合性(嫌煙権と喫煙権*など)や、他の都条例との整合性、年間●億円とされるタバコ税収入への影響など、他にも検討すべき課題は多数残されております。都議会自民党は、大切なテーマであるからこそ、実効性のある条例であるべきと考えます。拙速な判断とならないよう慎重かつ十分な審議が必要だと訴えております。

*憲法13条に規定されている一般的自由権

都政に関するご意見、ご要望をお聞かせください

小松ダイスケ 東京都議会議員事務所

活動報告はホームページで!

<http://www.komatsudaisuke.com/>

TEL:03-5314-9577 FAX:03-5314-9573

〒157-0062 東京都世田谷区南烏山6-38-10-201 E-mail:daisuke.komatsu@gmail.com